

静岡の森を育てる会 会 則

【名称】

第1条 この会の名称は「静岡の森を育てる会」とする。

【目的】

第2条 この会は、再生可能な資源である木材を川上の山元と、川下の都市住民が相互理解を深めて利用することによって、静岡市の森を育て、環境を保全することを目的とする。

【所在地】

第3条 この会の所在地は、静岡地域材活用住宅推進協議会の事務所内におく。

【活動】

第4条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 森を育てることに興味や意識のある方々の交流・親睦
- (2) 講演会・学習会・見学会などイベントの情報提供

【会員】

第5条 会員の資格としては、この会の目的に賛同する全ての個人・法人とする。

【会費】

第6条 会員の会費は、入会時に5,000円とし、その他必要が生じた場合にはその都度徴収することができるものとする。

付 則

この会則は、平成15年10月24日から施行する。